

被收容者の更生意識に関する研究

(矯正管区との共同研究 最終報告)

— その2 少年院・少年鑑別所での調査結果から —

中央研究所 藤原 正
小島 賢一
東京矯正管区 小林 京子

1 目的

少年院・少年鑑別所における収容少年の改善更生意識について、分析検討することを目的とした。前回の中間報告(藤原他,1992)では、4管区22施設のデータを用いて、更生に関する促進・阻害要因を抽出したが、今回は全国レベルで収集したデータをもとに、その要因の妥当性を検討すると共に、それらの要因がどのようなものに影響されているかを考察することを目的とした。

2 被験者及び方法

調査時(平成2年から4年)に全国の少年矯正施設(44施設)に収容されていた収容少年2454名に対し、調査票を用いて、自己申告させた(質問内容や実施方法の詳細は、藤原他(1991,1992)を参照)。

3 結果と考察

3-1 促進要因について

更生に役立つと思われる62項目各々について、「とても役立つ」から「全く役立たない」まで5段階評定させ、その結果について、主成分分析を行った。回転はバリマックス法を用い、固有値の低い主成分、負荷量の低い項目を落とすなどして、7つの主成分を抽出

した(資料に、主成分負荷量が.50以上の項目を負荷量が高い順に示してある)。なお、各主成分の特性を明かにするため、主成分得点を従属変数として、分散分析により、1)性別、2)年齢、3)帰住先予定地(親元、親以外、未定)、4)就職等の見通し(就職未定、就職確定、通学)、5)収容前の身分(生徒、正社員、アルバイト、無職)、6)施設入所・入院歴(少年鑑別所初入、少年鑑別所再入、少年院初入、少年院再入)^(注1)、7)有機溶剤使用の有無、8)覚せい剤使用の有無、との関係を調べた^(注2)。帰住先予定地、就職等の見通し、収容前の身分の3変数は、少年を取り巻く環境に関連した変数とみなせる。また、施設入所・入所歴、有機溶剤使用の有無、覚せい剤使用の有無の3変数は、少年の非行進度を示す変数とみなせる。

以下に、7つの主成分それぞれの意味を考察すると共に、分散分析の結果、有意差($P < .05$)があったものについて述べる(分散分析の結果は表1参照)。

1) 学校受容因

生徒のことを色々気遣ったり助けてくれる先生がいるなど、本人が異端者と感じずに過ごせる学校生活が、改善更生を促進するかについての主成分と解釈できる。

女子よりも男子の方が、また、14歳・15

表1 促進・阻害要因と被験者の属性や改善更生への意見との関係

	分散分析の結果								重回帰分析の結果				判別分析の結果										
	性別	年齢	帰宅先予定地	就職等見通し	収容前の身分	入所・入院歴	有機溶剤使用	覚せい剤使用	更生の意志	更生の自信	周囲の更生率	施設の必要性	施設の効果	立ち直り条件	まじめな態度	治療の必要性	投資の程度	頼りにする人					
学校受原因	*	*	*	*	*	*	*	*						*	*	*							
便宜供与因	*		*											—	—	—	*	*	*				
家族受容因	*	*	*	*		*								+	+	+	+	+	*	*	*	*	
厳格指導因				*		*	*	*						+	+	+	+	+	*	*	*	*	*
自己意志因		*	*			*								+	+				*	*		*	
友人受容因						*		*						+	+	+			*	*	*		
好条件因	*	*		*	*	*	*	*														*	
不良者誘惑因							*	*						+	+		+		*	*	*	*	*
劣等条件因			*	*	*	*	*	*						—	—	—	—					*	
疎外・虐待因	*			*		*	*	*						+	+				*	*	*		
過干渉厳格指導因	*	*	*	*	*	*	*	*						—	—	—	—		*	*	*	*	*
孤立・無支援因	*		*	*	*	*	*	*						+	+				*		*		
遊興刺激因	*					*		*								—			*	*	*		*

*は、分散分析の結果、有意（ $P < .05$ ）なこと、判別分析の結果、判別に有意（ $P < .05$ ）なことを示している。

＋は、重回帰分析の結果、その主成分に重きを置く程、上記意見に賛成する程度が高いことを、－は、反対する程度が高いことを示している。

歳の者の方が、他の年齢の者よりも、この主成分を更生に役立つと回答していた。収容前の身分については、生徒だった者の方が、有職少年や無職少年よりも、役立つと回答し、また就職等の見通しについては、通学、就職確定、就職未定の順で、役立つとの回答が減少した。なお、帰宅先予定地については、親元、親以外、未定の順で、役立つとの回答が減少した。薬物使用歴に関しては、有機溶剤・覚せい剤のいずれにおいても、未使用者の方が、使用者よりも役立つと回答していた。加えて、少年鑑別所所在者の方が少年院在院者よりも、さらに少年院在院者中、初入者の方が再入者よりも、役立つと回答していた。

すなわち、この主成分は、学校生活を今後

も送るであろう者にとって重要とされていた。加えて、非行進度がさほど進んでおらず、取り巻く環境も劣悪でない者が重きをおくことが明らかになった。なお、性差がみられたことから、女子よりも男子が、学校生活に重きをおいていることがわかった。

2) 便宜供与因

本人がさほど努力せずに、金銭を得ることができたり、金銭面での援助を受けられたりすることについての主成分と解釈できる。

女子よりも男子の方が、この主成分を役立つと回答していた。帰宅先予定地については、未定、親以外、親元の順に役立つと感じる程度が減少した。

取り巻く環境がよくない者の方がこの主成

分を重視していた点に関しては、頼る術が乏しい者程、生活基盤そのものが安定せず、安易な思考にも陥りやすいと解釈できるのではなかろうか。

3) 家族受容因

家族と満足のいく情緒交流を図れるかについての主成分と解釈できる。

男子よりも女子の方が、また、14・15歳や20歳頃に比べて、16歳～19歳頃の方が、この主成分を役立つと回答していた。帰住先予定地については、親元、親以外、未定に順に、また就職等の見通しとしては、就職確定、通学、就職未定の順に、役立つとの回答が減少した。なお、少年院再入者は他の少年に比べて、この主成分をあまり役立つと回答していなかった。

すなわち、今後も家族と一緒に生活できる見込みのある者にとって、大切な要因であることが示された。また非行進度については、未だ初期段階の方が重きを置いていた。加えて、男子よりも女子の方がこの主成分を重視していることから、女子にとって家族とは、改善更生のために、より身近な主成分であることが示された。

4) 厳格指導因

これまでの生活に終止符を打ったり、今後の生活を立て直すために、公的機関などに厳しく指導してもらうことに関連した主成分と解釈できる。

就職等の見通しについては、通学や就職確定の方が就職未定よりも、この主成分を役立つと回答していた。また少年鑑別所所在者の方が少年院在院者よりも重視していたし、少年院在院者中では、初入者の方が再入者よりも重視していた。薬物使用については、有機溶剤、覚せい剤共に、未使用者の方が使用者よりも役立つと回答していた。

すなわち、社会復帰後の生活で就職などの見通しがはっきりしている者は、そのような枠組からはずれないように、周囲からも厳し

く指導してもらうことが大切と思っていると解釈できる。なお、非行進度については、初期段階の者の方が、この主成分を重視していることが明らかになった。

5) 自己意志因

状況に庄することなく自分の思ったとおりに行動できるかといった、自らの性格や物事に対する心構えに関する主成分と解釈できる。

14・15歳頃や20歳頃よりも16歳～19歳頃の方が、この主成分を役立つと回答していた。帰住先予定地については、未定、親以外、親元の順で、重視する程度が減少した。なお少年鑑別所初入者は少年鑑別所再入者や少年院在院者程には役立つと回答していなかった。

すなわち、取り巻く環境が悪く、非行進度も進んでいる者程、この主成分を重視していることが明らかになった。

6) 友人受容因

友人と満足のいく情緒交流を図れるかについての主成分と解釈できる。

少年鑑別所初入者が少年鑑別所再入者や少年院在院生よりも、この主成分を重視しており、覚せい剤使用に関しては、使用者の方が役立つと回答していた。

少年鑑別所初入者の方が他の少年に比べて、この主成分を重視していたことから、さほど非行進度が進んでいない者の方が役立つとみなしていることがわかる。ただし、薬物使用については、使用者の方が役立つと回答していた。この点については、これまで友人に受け入れられず、その寂しさを紛らわすために薬物使用に陥っていたと解釈することもできるし、また、反対に、もともと仲間から受け入れてもらうことを過度に重視する傾向をもっており、薬物使用についても、仲間ひきづられた結果、使用に及んだと解釈することもできる。

7) 好条件因

社会生活を送る上で、有利に働くと考えられる少年自身の資格や取り巻く環境条件に関

する主成分と解釈できる。

女子よりも男子の方が役立つと感じており、また、加齢につれ、役立つと回答する傾向があった。就職等の見通しとしては、就職確定や就職未定の方が進学よりも役立つと回答した。入所前の身分については、無職が最も役立つと回答しており、生徒は、あまり役立つと回答していなかった。なお、少年院再入者、少年院初入者、少年鑑別所再入後、少年鑑別所初入者の順で、重視する程度が減少していった。有機溶剤については、使用者の方が未使用者よりも役立つと回答していた。

すなわち、非行進度が進んだ者程、この主成分を重視していた。なお、加齢につれ、この主成分を重視する者がふえていったことから、世の中とは社会的に有利な立場にいる者程得をするといったことを、加齢につれ感じるようになった。特に無職の者がこの主成分を役立つと回答していた。希望の仕事に就くことができず無職となった者が、この主成分が役立つと感じることは容易に解釈できる。また、遊んでいたために無職である場合には、経済面で不安を感じずに過ごせる必要があるため、やはりこの主成分を役立つと感じることであろう。

3-2 阻害要因について

更生を阻害すると思われる63項目各々について、「とてもじゃま」から「全くじゃまでない」まで5段階評定させ、その結果について、更生促進要因の分析同様、主成分分析を行い、6つの主成分を抽出した(資料に、主成分負荷量が.50以上の項目を、負荷量が高い順に示してある)。なお、各主成分の特性の明らかにするため、促進要因の分析同様、8項目の被験者の属性との関係を分散分析により調べた。

以下に、6つの主成分それぞれの意味を考察すると共に、分散分析の結果有意差($P < .05$)があったものについて述べる(分散分

析の結果は表1参照)。

1) 不良者誘惑因

不良者からの影響を受けることを更生への阻害要因として重視するかについての主成分と解釈できる。

有機溶剤・覚せい剤共に、未使用者の方が使用者よりも、この主成分が妨げになると回答していた。

薬物使用とは、多くの場合、不良仲間の影響を受けて始められるものである。未だ不良文化との接触が深まっていないの方が、この主成分を阻害するものとして重きをおいていることが明らかになった。

2) 劣等条件因

資質面及び環境面で、自らが他者に比べて、劣っていることに関する主成分と解釈できる。

帰住先予定地別では、未定、親以外、親元の順で、また就職等の見通しについては、通学、就職未定、就職確定の順で、妨げになるとの回答が減少した。また、収容前の身分では、アルバイト、生徒、無職のの方が、正社員よりも妨げになると回答していた。なお、少年院再入者、少年院初入者、少年鑑別所再入者、少年鑑別所初入者の順で、妨げになるとの回答が減少した。覚せい剤については、使用者の方が妨げになると回答していた。

すなわち、社会復帰後、少年を取り巻く環境が悪い程、また、世の中で認められた経験が少ない者程、この主成分を阻害と感じる傾向があった。加えて、非行進度が進んでいる者程、阻害と感じていた。なお、就職等の見通しについて通学と回答している者が、この主成分を重視していた点については、非行少年の多くが学歴社会からの落ちこぼれであるため、学校生活を続けていく限りは、劣等感を免れることができないからと解釈できよう。

3) 疎外・虐待因

周囲から受け入れてもらえず、やっかい者と思われたり、いじめられるといったような、人間関係に関連する主成分と解釈できる。

女子よりも男子の方が、妨げになると回答していた。就職等の見通しでは、就職確定や通学の方が就職未定よりも、妨げになると回答していた。また、少年院再入者、少年院初入者、少年鑑別所再入者、少年鑑別所初入者の順で、妨げになるとの回答が減少した。なお、有機溶剤・覚せい剤共に、使用者よりも未使用者の方が、妨げになると回答していた。

すなわち、取り巻く環境が比較的よく、非行進度もさほど深刻でない者の方が、この主成分を阻害と感じがちだった。なお、女子に比べて男子の方が、他者と一緒に行動できるかを気にしていることも明らかになった。

4) 過干渉厳格指導因

指導されるにあたって、必要以上に厳しくされたり、辛くあたられることに関わる主成分と解釈できる。

男子よりも女子の方が、この主成分を妨げになると回答していた。反対に、18歳・19歳の頃の方が他の年齢に比べて、妨げにならないと回答としていた。帰宅先予定地については、親以外や未定の方が親元よりも、また就職等の見通しとしては、就職未定が就職確定や通学よりも、妨げになると回答していた。収容前の身分については、アルバイト、無職の方が正社員に比べて、妨げになると回答していた。生徒だった者も正社員に比べて妨げになると回答していた。加えて、少年院在院者の方が少年鑑別所在者よりも、また少年院在院者については、初入者よりも再入者の方が妨げになると回答していた。薬物については、有機溶剤・覚せい剤共に、使用者の方が未使用者より妨げになると回答していた。

すなわち、取り巻く環境が悪く、非行進度も進んだ者の方が、この主成分を阻害と感じていた。この点に関しては、実際、周囲から過度に厳しくされ、それに反発する形で非行も進んでいったと解釈することもできるが、反対に、非行進度が進むにつれ、周囲からの援助を被害的に受けとめるようになると解釈

することもできる。なお、収容前に生徒だった者がこの主成分を重視していた点については、先にも述べたように、非行少年の多くが学歴社会からの落ちこぼれである点が影響しているのではなかろうか。すなわち、彼らの多くは、学校生活に十分適応できず、差別を受けたり、必要以上に辛くあたられるなどと違和感をもちながら学校生活を送っていることに対する反応と解釈できよう。

5) 孤立・無支援因

信頼しあえ、心理的交流を図れる相手がないことに関する主成分と解釈できる。

男子よりも女子の方が、この主成分を妨げになると回答していた。帰宅先予定地については、親元が他の群に比べて、また就職等の見通しについては、通学、就職確定、就職未定の順で、妨げになるとの回答が減少した。収容前の身分については、アルバイトが最も妨げになると回答しており、続いて生徒も他の2群に比べて妨げになると回答していた。なお、少年院再入者は他の者に比べて、妨げにならないと回答していた。有機溶剤吸引では、使用者の方が未使用者の方が未使用者より、妨げになると回答していた。

すなわち、取り巻く環境がさほど劣悪でなく、非行進度もあまり進んでいない者の方が、この主成分を阻害と感じていた。ただし、有機溶剤については使用者の方が未使用者よりも、この主成分を阻害と回答していた。周囲から援助されない心許のなさを一次的に薬物使用することで紛らそうとして薬物使用に至ったと解釈できるかもしれない。なお女子の方が男子に比べて、この主成分に重きをおいているとの結果からは、女子の方が周囲との心理的交流を重視していることが示された。

6) 遊興刺激因

遊興刺激の存在に関する主成分と解釈できる。

男子よりも女子の方が、この主成分を妨げになると感じる程度が強かった。なお、少年

鑑別所初入者は他の者よりも、また覚せい剤使用については、未使用者の方が使用者よりも、妨げにならないと回答していた。

上記結果については、非行進度が進んでいる者程、また男子よりも女子の方が、周囲の刺激に誘発されて、犯罪や非行に至り易いと感じていることを示していると言えよう。

3-3 主成分間の関係について^(注3)

改善更生を促進させることに関連した主成分各々を、概してどの程度役立つと感じているかを調べるために、各主成分で高い主成分負荷量をもつ質問項目(資料に提示した項目)の役立つ程度についての平均得点を算出した。その結果、役立つ順序とは、自己意志因、友人受容因、家族受容因、厳格指導因、学校受容因、好条件因、便宜供与因だった。一方、改善更生を阻害させることに関連した主成分各々については、疎外・虐待因、孤立・無支援因、不良者誘惑因、過干渉厳格指導因、遊興刺激因、劣等条件因の順で妨げになると感じる程度が減少した。

すなわち、非行少年をおしなべてみると、自分自身の意志が最も改善更生に役立ち、次に、友人、家族、学校などとの関係が良好であることが役立つこと、一方、自らの努力とはあまり関係なく楽に社会生活を送っていける諸条件が備わっているかについては、あまり重視していないことが明らかになった。一方、改善更生を阻害するものについては、まず周囲から阻害されたり、受け入れられないことをあげており、次に不良仲間からの誘いが続いた。非行抑止に関して、不良仲間からの影響よりも、他者から阻害されたり受容されないことに重きをおいているといった結果は興味深い。なお自らが他者に比べて劣っているかは、さほど強く改善更生を阻害するものとして認識されていなかった。

3-4 重回帰分析による分析(表1参照)

まず、上記の13主成分によって、被験者自らの更生の意志(「ぜひ立ち直りたい」から「立ち直りたいとは思わない」までの4件法)をどの程度説明できるかについて重回帰分析を行ったところ、その重決定係数(Multiple R)は.455だった。学校受容因、家族受容因、厳格指導因、自己意志因、友人受容因が役立つと回答する者程、また、不良者誘惑因、疎外・虐待因、孤立・無支援因を妨げになると回答する者程、更生の意志が強かった。反対に、便宜供与因を役立つと回答する者程、また劣等条件因、過干渉厳格指導因を妨げになると回答する者程、更生の意志が弱かった。

次に、被験者自らの更生の自信(「大いにある」から「全くない」までの4件法)について、上記13主成分を用いて重回帰分析を行ったところ、重決定係数は.398だった。更生の意志同様、学校受容因、家族受容因、厳格指導因、自己意志因、友人受容因が役立つと回答する者程、また、不良者誘惑因、疎外・虐待因、孤立・無支援因を妨げになると回答する者程、更生の自信が強かった。また、便宜供与因を役立つと回答する者程、また、劣等条件因、過干渉厳格指導因を妨げになると回答する者程、更生の自信が弱い傾向にあった。

第三に、犯罪や非行から立ち直れる者の割合(「ほとんどの人が立ち直れる」から「ほとんどの人が立ち直れない」までの5件法)について、上記同様重回帰分析を行った結果、重決定係数は.284だった。学校受容因、家族受容因、厳格指導因、友人受容因を役立つと回答する者程、立ち直れる者の割合を高く回答し、また、劣等条件因、過干渉厳格指導因、遊興刺激因を妨げになると回答する者程、立ち直れる者の割合を低く回答する傾向があった。

第四に、少年鑑別所や少年院が立ち直りに必要か(「ぜひ必要」から「マイナスである」までの4件法)について、上記同様重回帰分

析を行った結果、重決定係数は.480だった。学校受容因、家族受容因、厳格指導因を役立つと回答したり、不良者誘惑因を妨げになると回答する者程、少年鑑別所や少年院が立ち直りに貢献すると回答する傾向があった。一方、劣等条件因、過干渉厳格指導因を妨げになると回答する者程、少年鑑別所や少年院が立ち直りに貢献しないと回答する傾向があった。

第五に、施設での規則正しい生活が社会生活で役立つかの意見（「役立つ」、「関係なし」、「マイナス」の3件法）について、上記同様重回帰分析を行った結果、重決定係数は.477だった。学校受容因、家族受容因、厳格指導因、自己意志因、友人受容因を役立つと回答する者程、規則正しい生活が社会生活で役立つと回答する傾向があり、一方、便宜供与因を役立つと回答したり、過干渉厳格指導因を妨げになると回答する者程、施設での生活が役立たないと回答する傾向があった。

まとめてみると、学校受容因、家族受容因、厳格指導因、自己意志因、友人受容因、不良者誘惑因、疎外・虐待因、孤立・無支援因を重視する程、更生の意欲や自信があるし、現状の組織体制にも肯定的な見方をする者が多かった。反対に、便宜供与因、劣等条件因、過干渉厳格指導因、遊興刺激因を重視する程、更生の意欲や自信に乏しく、また現状の組織体制についても反対の立場を取る者が多かった。

3-5 判別分析による分析（表1参照）

まず、立ち直りの条件についての三者択一の意見（「運である」、「周りの状況次第である」、「本人次第である」）と上記13主成分の関係を判別分析で調べたところ、62%正しく識別できることが明らかになった。本人次第の意見の者が、他の2群に比べて、学校受容因を役立つと回答していた。また、本人次第、周り次第、運の意見の順で、家族受

容因、厳格指導因、自己意志因、友人受容因が役立つとの回答が減少し、また、不良者誘惑因、疎外・虐待因、孤立・無支援因、遊興刺激因が妨げになるとの回答も減少した。反対に、運、周り次第、本人次第の意見の順で、便宜供与因が役立つとの回答も減少し、また過干渉厳格指導因が妨げになるとの回答も減少した。

つぎに、施設でのまじめな生活態度と立ち直りの関係についての三者択一の意見（「まじめな人程立ち直れる」、「まじめさと立ち直りは関係なし」、「まじめな人程立ち直れない」）と上記13主成分の関係を判別分析で調べたところ、50%正しく識別できることが明らかになった。立ち直れる、関係なし、立ち直れないの意見の順で、学校受容因や家族受容因が役立つとの回答が減少した。また、立ち直れるとの意見の者は他の2群よりも、厳格指導因が役立つと回答しがちで、また不良者誘惑因や疎外・虐待因が妨げになると回答しがちだった。反対に、立ち直れない、関係なし、立ち直れるの意見の順で、過干渉厳格指導因が妨げになるとの回答が減少した。なお、自己意志因については、関係なし、立ち直れる、立ち直れないの意見の順で、役立つとの回答が減少した。

第三に、非行少年の処遇についての三者択一の意見（「早期に治療した方がよい」、「放置した方がよい」、「ケースによる」）と上記13主成分の関係を判別分析で調べたところ、53%正しく識別できることが明らかになった。早期治療、ケースによる、放置の意見の順に、学校受容因、厳格指導因が役立つとの回答が減少し、不良者誘惑因、疎外・虐待因、遊興刺激因が妨げになるとの回答も減少した。また、家族受容因については、早期治療の意見の者が他の2群よりも役立つと回答していた。反対に、便宜供与因については、放置の意見の者が他の2群よりも、役立つと回答していた。過干渉厳格指導因は、放

置、ケースによる、早期治療の意見の順で、妨げになるとの回答が減少した。なお友人受容因は、ケースによる、放置、早期治療に役立つとの回答が減少した。

第四に、非行少年を立ち直らせるために投資すべきかについての三者択一の意見（「金をかけるべき」、「金をかけるべきでない」、「現状でよい」）と上記13主成分の関係を判別分析で調べたところ、40%正しく識別できることが明らかになった。金をかけるべき、現状でよい、金をかけるべきでないの意見の順で、友人受容因や好条件因を役立つとする回答が減少し、また、過干渉厳格指導因、孤立・無支援因が妨げになるとの回答も減少した。反対に、金をかけるべきでない、現状でよい、金をかけるべきの意見の順で、厳格指導因が役立つとの回答が減少し、不良者誘惑因が妨げになるとの回答も減少した。なお、金をかけるべきとか金をかけるべきでないとの意見の者の方が、現状でよいという意見の者よりも、便宜供与因を役立つと回答したり、劣等条件因を妨げになると回答する傾向がみられた。

最後に、立ち直りに際して誰を頼りにするかのも三者択一の意見（「親をはじめとする身近な人」、「公的機関」、「自分」）と上記13主成分の関係を判別分析で調べたところ、43%正しく識別できた。身近な人、自分、公的機関の意見の順で、家族受容因が役立つとの回答が減少した。公的機関、身近な人、自分の意見の順に、厳格指導因が役立つとの回答は減少し、また、不良者誘惑因、遊興刺激が妨げになるとの回答も減少した。なお、自分、公的機関、身近な人の意見の順で、自己意志因が役立つとの回答が減少した。

まとめてみると、「立ち直りは本人次第というよりも運である」、「施設でまじめな生活をする人程立ち直れない」、「非行少年の処遇は早期治療よりも放置しておいた方がよい」といった一般に受け入れられている意見

とは反対の意見をもつ者程、便宜供与因を役立つと感じたり、過干渉厳格指導因を妨げになると感じていた。この点に関しては、先の重回帰分析の結果と一致するところである。また、「施設でのまじめな生活と立ち直りは関係ない」といった意見の者は自己意志因を重視していた。施設でまじめに生活することとは、施設側の要請に答えるいわば受け身的な態度にすぎないとも言える。一方、自己意志因とは、実際の改善更生には自らの意志が肝要であるかの主成分である。こうした観点から、施設でのまじめな生活と改善更生は関係ないといった意見が出てくることは納得できよう。なお、誰を最も頼りにするかに関しては、身近な人と回答する者の家族受容因が高く、自分と回答する者の自己意志因が強かった。公的機関と回答する者は、厳格指導因が役立つと回答し、また、不良者誘惑因や遊興刺激因が妨げになると回答していた。少年が頼りにしようと思っている者の種類によって、改善更生に役立つものや妨げになるものに対する認知が異なっていく点は興味深い。

4 まとめと今後との課題

改善更生に対する促進要因62項目と阻害要因63項目の意見から、7つの促進要因（学校受容因、便宜供与因、家族受容因、厳格指導因、自己意志因、友人受容因、好条件因）と、6つの阻害要因（不良者誘惑因、劣等条件因、疎外・虐待因、過干渉厳格指導因、孤立・無支援因、遊興刺激因）を求めた。これらの主成分は、前回の中間報告とほぼ同種のものと言え、前回の調査の妥当性が支持された。

ところで、それぞれの者がこの13主成分にどのように反応するかを調べたところ、非行進度がさほど深まっていない者程、学校受容因、家族受容因、厳格指導因、友人受容因、疎外・虐待因、孤立・無支援因を重視し、反対に非行進度が進む程、自己意志因、好条件

因、劣等条件因、過干渉厳格指導因、遊興刺激因に重きを置くことが明かになった。また、取り巻く環境別にみても、比較的環境がよい者程、学校受容因、家族受容因、厳格指導因、疎外・虐待因、孤立・無支援因を重んじ、反対にその環境がよくない者程、便宜供与因、自己意志因、好条件因、劣等刺激因、過干渉厳格指導因を重視する傾向があった。

多くの非行少年が自己意志因を役立つと思っているのだが、特に非行進度の進んだ者程その気持ちを強く有していた点は、一見常識に反する。しかし、周りからの援助が乏しく、他者に期待できない分、自分自身がしっかりしないと立ち直れないと考えているのではなからうか。一方、あまり非行進度の進んでおらず、社会復帰後の環境もさほど悪くない少年の場合には、家族をはじめとする周囲の者が自らのために色々なことをしてくれることが改善更生に寄与すると回答していた。施設内教育では、主として少年自身に働きかけることによって、少年自身を矯正しようとしているのだが、本調査の結果は、ある程度周囲からの働きかけが可能な場合には、積極的に周囲との関係調整を図ることに力も注ぐべきであることを示唆している。ともあれ、非行少年の処遇に携わる者は、少年各々がどのようなことを望んだり不安がっているかをふまえながら、処遇していくべきであるが、少年の非行進度や取り巻く環境によって、改善更生にとって大切と感じたり阻害と感ずるものが異なる点を明らかにした点で、本研究は意義がある。

加えて、何を大切と感じたり阻害と感ずるかによって、改善更生に関する意見にも差があることが明かになった点も興味深い。概して、学校受容因、家族受容因、厳格指導因、不良者誘惑因、疎外・虐待因等を重視する者程、一般に受け入れられている更生への意見に賛成していたのに対して、便宜供与因や過干渉厳格指導因等を重視する者程、反対の意

見を有していた。ただし、この点については、解釈に注意を要する。例えば、便宜供与因や過干渉厳格指導因を重視する者程、改善更生の意志や自信が乏しいからといって、このことから、その要因を重視しないように指導すべきといった結論を出すべきではないということである。もちろん、今更改善更生を図ることを考えるのは無駄であるといった開き直りから、上記のような回答をしたことも考えられる。しかし、これらの要因を重視する者は、単に改善更生の意志や自信が乏しいのみではなく、彼らを取り巻く環境もよくない傾向にあった。つまり、先にも述べたように、そのような状況に置かれてしまった現在、多少とも望むことができるものとは、上記のような要因だったと解釈することもできるのである。

本研究は、一時点における調査であるため、様々な要因間の相関を求めるに留まり、その因果関係を明るみにできなかった。例えば、非行進度が進んだり受け入れ環境が悪化することで、改善更生に役立つとか妨げになるといった意見が変化するのか、それとも反対に、何が改善更生に役立つとか妨げになるかについて特定の意見をもっているがゆえに、非行進度が進んでしまったり、周囲の者も援助の手を差し伸べなくなってしまったのかは、不明である。今後追跡調査を行うことによって、一個人の改善更生に関わる促進要因や阻害要因の意見が、どのように受容していくかを解明していくことは、興味深いことである。加えて、本調査は、あくまで矯正施設の在院生に改善更生についての意見を求めるに留まったが、こうした意見と、施設から出院後の実際の行動（例えば再犯するかどうか）との対応関係について調査してみることも意義あることと言えよう。

参考文献

- 藤原 正・奥村武治 1991 矯正管区との共同研究
中央研究所紀要 1, 103-128.
- 藤原 正・小島賢一 1992 被収容者の更生意識に
関する研究 中央研究所紀要 2, 1-
22.

注記

(注1) 少年院在院生には、少年院の入院回数のみを、少年鑑別所在院生には、少年鑑別所の入所回数のみを尋ねていたため、このような分類を行った。

(注2) 少年院在院生について、本調査は少年院在院期間を統制せずに行ったが、在院経過によって態度がわかってくることも考えられるため、少年院の在院生を級別に分類し、主成分得点間に差があるか分類分析を行った。その結果、学校受容因と厳格指導因については、在院期間が長くなるにつれて、役立つと感じる程度が減少し、反対に過干渉厳格指導因については、在院期間が長くなるにつれて、阻害と感じる程度が高くなっていった。なお便宜供与因については、入院直後はあまり役立つと考えないが、在院してしばらくすると役立つと思ふようになり、また出院まぎわにあまり役立つと思わなくなるという経過をたどることが明かになった。

(注3) 本調査の分析にあたっては、コンピュータの制約上、促進に関する項目と阻害に関する項目双方を一度に計算することができなかったため、別個に主成分分析を行った。そこで、その主成分間の関係を調べるために、主成分得点同士の相関係数を求めた。その結果、相関が高かったもの ($r > .30$) としては、学校受容因と疎外・虐待因、便宜供与因と劣等条件因、家族受容因と孤立・無支援因、厳格指導因と不良者誘惑因、厳格指導因と過干渉厳格指導因、好条件因と劣等条件因があげられた。

資料 主成分負荷量が高い項目

促成要因 学校受容因

- ・生徒をしんらいし、生徒の言うことをちゃんと聞いてくれる先生が学校にいること
- ・生徒のなやみをかいけつしてくれる先生が学校にいること
- ・やさしい先生が学校にいること
- ・勉強をわかりやすく教えてくれる先生が学校にいること
- ・学校でクラスの人があたたかく受け入れてくれること
- ・学校の先生がべつししないこと
- ・勉強のおくれをとりもどすために、学校の先生が教えてくれること
- ・勉強いがいの面でも学校の先生にひょうかしてもらえること

促成要因 便宜供与因

- ・金に困ったときに、助けてくれる友人がいること
- ・金に困っているときは助けてくれる人が近所にいること
- ・はたらく時間が短いことや休日が多いこと

促成要因 家族受容因

- ・自分のことを信じてくれる家族がいること
- ・何でも話し合える家族がいること
- ・自分がかえるのを待っている家族がいること
- ・家族が仲よく、まとまりがよいこと
- ・いろいろなことを教えてくれる家族がいること
- ・やさしい親がいること

促成要因 厳格指導因

- ・しせつの先生がきびしく指導してくれること
- ・しせつでじっくり反省ができること
- ・働くことのたいせつさやたのしさをしせつの先生が教えてくれること
- ・しせつの先生が話しをきいてくれたり、じょげんをしてくれること
- ・いったんしせつに入り、かこのでたためな生活とえんがきれること
- ・きびしく指導してくれる親がいること
- ・とくし面接いいん、教かいしなどぶかいの先生が話しをきいてくれたり、つながりをもってくれること

促成要因 自己意思因

- ・強いしをもっていること
- ・がまん強さがあること
- ・れいせいにものごとを考える力があること

促成要因 友人受容因

- ・何でも相談にのってくれる友人がいること
- ・差別したりせず、あたたかく受け入れてくれる友人がいること
- ・自分を信用してくれる友人がいること
- ・いっしょになって喜んだり悲しんだりしてくれる友人がいること

促成要因 好条件因

- ・たくさんお給料をくれる仕事につくこと
- ・家族が金持ちであること
- ・仕事に役立つしかくやぎのうがあること

阻害要因 不良者誘惑因

- ・ツッパリや不良のなかま、せんぱいがさそいくること
- ・ヤクザや暴走族からのさそいがあること
- ・近所に非行少年がたくさんいること
- ・職場の人から悪いことにつきそわれること
- ・非行にさそう友人がいること
- ・ツッパリのこうはひが自分をたよってくること
- ・しせつの中で他のなかまから悪いことを教えられること
- ・しせつのなかまがたずねてくること
- ・近所に遊びなかまのたまり場があること
- ・近所に働かず遊んでいる人がたくさんいること

阻害要因 劣等条件因

- ・がくれきがないこと
- ・あたまが悪いこと
- ・家庭がまずしいこと
- ・勉強についていけないこと
- ・仕事に役立つしかくやぎのうがないこと
- ・体が弱いこと（病弱であること）
- ・職場のなかまより給料がやすいこと

阻害要因 疎外・虐待因

- ・学校でクラスの人からじゃまものにされること
- ・学校の先生からむしされること
- ・近所の人々が自分たちをじゃまものにすること
- ・職場の人からなかまはずれにされること
- ・学校の先生からさべつされること

- ・いじめる人がいること
- ・友人からなかまはずれにされること
- ・近所の人々がつめたい目で見たり、自分たちのことをかげでこそこそ言うこと
- ・むりにお金をまきあげる友人がいること

阻害要因 過干渉厳格指導因

- ・親がきびしすぎる
- ・しせつにきびしすぎる先生がいること
- ・学校にきびしすぎる先生がいること
- ・くどくど注意する家族がいること
- ・つらい仕事ばかりさせられること
- ・職場で自分ばかりきびしく注意されたりすること
- ・学校の先生からたいばつをくわえられること

阻害要因 孤立・無支援因

- ・自分をまっている家族がないこと
- ・そうだし、たよれる友人がいないこと
- ・家族が自分を信用してくれないこと
- ・家族間で会話がいないこと
- ・保護司がそうだんにのってくれないこと
- ・がくれきやしかくがないため、自分をやとつてくれる職場がないこと

阻害要因 遊興刺激因

- ・遊びにさそう友人が多いこと
- ・近所にさかり場や遊び場があること